

## 地区市民館利用の手引き

平成30年5月 改訂  
豊橋市教育委員会 生涯学習課

豊橋市には、22館の地区市民館があります。

地区市民館（公民館）は、地域住民のために各種の事業を行い、教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進等に寄与することを目的としています。

### ◎利用等について

利用について	<p>○サークル活動・研修会など生涯学習活動の場としてご利用できます。</p> <p>○所定の申請書で、使用しようとする日の属する月の前月1日から使用期日前5日までに直接施設にお申し込みください。 ただし、使用が引き続き7日を超えるものは、利用できません。</p> <p>※営利目的等では利用できません。 ※館によって利用基準が異なる場合がありますので、詳細は各館でご確認ください。</p>		
開館時間	9 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0		
休館日	月曜日 年末年始（12／29～1／3）		
利用区分	午前（9:00～12:00） 午後（13:00～16:00） 夜間（17:00～21:00）		
貸出し施設	和室	※利用区分により料金が異なります。また、館ごとに施設内容が異なるため、各館でご確認ください。	
	集会室		
	会議室		
	実習室		
	体育室		

○使用承認後、規定の使用料をお支払いください。納入いただいた使用料は返金できませんので、ご注意ください。

# I 市民館は、コミュニティ活動・生涯学習活動推進の場

## 1. グループ活動の利用

市民館は、地域のみなさんがコミュニティ活動や生涯学習活動を行う場です。グループ活動などにご利用ください。なお、社会教育施設（公民館）という位置づけですから「営利的行為」での使用はできません。

### 「営利的行為」

- ① 講師自ら、グループ会員から月謝として指導料を徴収する場合。
- ② 会費（月謝）が高額で実質的に「習い事教室」と判断できる場合。
- ③ 講師が他の市民館等で同様の教室を開き、実質的に「習い事教室」と判断される場合。
- ④ 段位の認定や雅号授与などに関して謝礼を徴収したり、講師が「個人レッスン」などを課してレッスン料を徴収する場合。
- ⑤ 自宅などで教室を開設している講師が、一連の事業の一環として市民館で同様の教室を数多く開催する場合。

## 2. 会社等の使用基準

### 使用を許可する場合

- ① 社員研修等、会社の社員対象の会議等（労働組合等の活動を含む）
- ② 法律等の規定により、当該会社が地域住民に事業説明等を行う場合
- ③ 会社等の使用であっても、公共的な目的をもった使用の場合（珠算等の検定試験など）
- ④ 社員募集の面接（試験）会場等

### 使用を許可しない場合

- ① 商品説明会、展示会など（「販売行為をしない」と申請者が説明しても）商品販売の可能性が考えられる時。また展示そのものが商品・会社の宣伝を目的とする場合。

## 3. 政党・政治団体の使用基準

### 使用を許可する場合

- ① 政党・政治団体の構成員の部内研修
- ② 後援会（個人、政党）の総会や集い
- ③ 国・県・市政報告会、政党・政治団体の演説会等
- ④ 選挙期間中公職選挙法に規定された個人演説会

## 4. 宗教団体に関する使用基準

### 使用を許可する場合

- ① 宗教団体が主催する講演会であっても、特定の宗教に偏らず布教活動等の色彩のないもので、一般市民を対象にして有益と考えられるもの。
- ② 宗教団体内部の会議。
- ③ 宗教団体会員だけの講演会・学習会。

### 使用を許可しない場合

特定の宗教の布教・宣伝を目的にしている活動

## II 自主グループ等の活動の支援等に関する基準

### 1. グループ紹介・宣伝などに関して

#### (1) 自主グループ紹介のチラシ配布について

自主グループの活動を継続的に続けるために新規会員の加入を必要とする場合があります。常識の範囲内で自主グループへの加入を呼びかける宣伝は、配布を許可しますので、地区市民館または生涯学習課へご相談ください。

#### (2) 講演会など事業開催案内チラシの配布について

自主グループや団体が市民館を使用して講演会などの事業を実施する場合、案内チラシを配布していただいても結構です。

#### (3) 市民館へのポスター掲示、チラシ配布依頼について

- ① 地方自治体や公共的団体が主催・共催する事業は許可します。
- ② 市民館使用料減免要綱で減免対象の団体が主催する事業は許可します。
- ③ 教育委員会・市が後援する事業は許可します。
- ④ ポスター等に記載された内容に特段の問題がないと判断される場合は許可します。

## III 施設の管理・運営上から、使用を制限する場合

### 1. 管理上支障があると認めた場合の取り扱い

市民館設置及び管理に関する条例では、「管理上支障があると認めたときは使用の承認をしない」と規定しています。この規定の運用については、利用内容を充分把握の上、「使用の可否」を決定させていただきます。

#### ●使用を許可しない場合

- ① 大きな音等により他の利用者に迷惑をかけることが予測される場合。
- ② 床等を汚したり破損することが予測される場合。  
ア 和室においては空手などのスポーツ及び動きの激しい活動での利用。  
イ 集会室等においては、床等を傷つけるおそれのある利用。
- ③ 利用をしたい部屋が修理中等で利用困難な場合。
- ④ 飲酒を伴う使用の場合。

### 2. 市民館での飲食・喫煙等に関する基準

#### (1) 飲食について

- ① 実習室を使用した調理実習にともなって集会室などを利用する以外、飲食だけを目的とする部屋の使用はできません。  
ただし、長時間にわたる会議で休憩を取って、昼食をとる場合には飲食を許可します。その場合、飲食ができる場所をあらかじめ市民館と話し合ってください。
- ② 図書談話室・廊下など共用スペースでの飲食については、館ごとに運用が異なりますので、各市民館でご確認ください。
- ③ 地域のレクリエーション行事、居場所づくり活動、支え合い活動など、地域のコミュニティ活動などに伴って市民館の部屋で飲食することについては、市民館に相談のうえ、社会通念上の範囲であれば許可します。

(2) 喫煙について

市民館の建物及び敷地内では全面禁煙です。

(3) 誕生会・パーティなどについて

子どものクリスマス会、誕生パーティーなどについては、申請者が「利用のきまりなどを厳守することを約束した場合」16:00までの利用など一定の条件を付して、地区市民館での使用を許可します。(校区市民館では利用できません。)

(4) 社交ダンスについて

社交ダンスについて、床などを傷つけないこと、後片づけをきちんと行うことなど、利用のきまりを厳守することを条件に、使用を許可します。

ダンスシューズの使用については、床などを傷つけない配慮されたダンスシューズであれば許可します。

### 市民館利用のお問い合わせ

市民館利用の手引きは各市民館においてあります。

詳細は、各市民館へ直接お問い合わせください。

地区市民館／教育委員会生涯学習課 (☎51・2849／FAX56・5105)

校区市民館／市民協働推進課 (☎51・2484／FAX56・5128)